

令和6年度えひめ台湾スポーツ交流推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、台湾でのスポーツ交流実施に要する経費に対し、予算の範囲内でえひめ台湾スポーツ交流推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、台湾とのスポーツ交流を推進し、もって相互の友好親善を深めるとともに、本県のスポーツ振興を図る。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付を受けることができる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 台湾においてスポーツイベントを開催する事業又は台湾において開催されるスポーツイベントに参画する事業
- (2) 台湾のスポーツ団体又は地域住民が参画する事業。ただし、他の国や地域からの参画を妨げるものではない。
- (3) 本補助金の目的にふさわしい規模及び内容を有すると認められる事業

(補助対象外事業)

第3条 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。

- (1) 観光を主目的とする事業
- (2) 政治的又は宗教的活動を目的とする事業
- (3) 興行的要素の強い事業
- (4) 本県から他の補助金等（本県からの原資による補助金等を含む。）の交付を受ける事業

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助限度額は次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率	補助限度額
補助対象事業に要する報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びにその他知事が必要と認める経費。 ただし、パスポート取得費用など、個人負担が適当と認められる経費は含まない。	3分の1以内 (補助金額は千円未満切り捨て)	30万円

(事業主体)

第5条 補助金の交付対象者（以下「事業主体」という。）は、補助対象事業を実施する次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 公益財団法人愛媛県スポーツ協会に加盟する団体
 - (2) 愛媛県障がい者スポーツ協会に加盟する団体
 - (3) 愛媛県内に拠点を置く大学及び短期大学
 - (4) 愛媛県内に拠点を置くプロスポーツチーム
 - (5) 上記(1)から(4)までのいずれかを構成員とする実行委員会
 - (6) その他、知事が適当と認めたもの
- (補助金の交付申請)

第6条 事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)

2 事業主体は、前項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに事業主体に通知するものとする。

(補助対象事業の変更承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ補助対象事業変更承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容の変更(ただし、補助対象事業の目的達成に影響がない軽微な変更を除く。)
- (2) 配分した経費の区分ごとの事業費の20パーセントを超える変更

(補助事業の中止及び廃止)

第9条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助対象事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業完了後、補助対象事業完了の日から起算して1か

月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに補助対象事業実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（1）事業報告書（様式第7号）

（2）収支決算書（様式第8号）

2 第6条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、その額を減額して報告しなければならない。

3 第6条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて当該仕入れに係る消費税等相当額（仕入れに係る消費税等相当額として既に減額した額がある場合にあっては、当該減額した額を上回る部分の金額）を返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 知事は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 知事は、前条に規定する精算払請求書を受領した場合は、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第14条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助対象事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することがある。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第11号）に、概算払を必要とする理由を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（関係書類の保管）

第15条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助対象事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）補助金交付申請書

令和6年度えひめ台湾スポーツ交流推進事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
申 請 者
代表者職氏名 印

標記補助金に係る事業を下記のとおり実施したいので、令和6年度えひめ台湾スポーツ交流推進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書 別紙事業計画書（様式第2号）のとおり
- 2 収支予算書 別紙収支予算書（様式第3号）のとおり
- 3 その他

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

様式第2号（第6条関係）事業計画書

事業計画書

項 目	内 容	
事業の名称	(新規 / 継続)	
目 的		
スポーツイ ベントの主催者		
台湾側の団体 及び代表者		
日 時		
場 所 (会 場)		
参加予定者 及び人数	(1) 愛媛側	
	(2) 台湾側	
	(3) その他の 国・地域	
事業の概要		
経費の概要	(a) 事業経費	(円)
	(b) 補助対象外経費	(円)
	(c) 補助対象経費 ((a)-(b))	(円)
	(d) 補助率	1 / 3
	(e) 補助限度額	300,000 (円)
	(f) 補助金申請額 (c) × (d) の額又は (e) の額いずれか少 ない方の額 (千円未満切り捨て)	(円)

特記事項	事業の実施により見込まれる効果
	継続的に行う見込み・意向又は継続化・自立化に向けた取組
	事業の発展に向けた取組や前回からの改善点
備考	

注 事業の企画書、実施者の規約及び役員名簿、愛媛側の参加者予定者名簿を添付すること。

様式第3号（第6条関係）収支予算書

収支予算書

1 収入の部

科 目	予 算 額 (円)	摘要 (積算基礎)	備 考
合 計			

2 支出の部

科 目	予 算 額 (円)	摘要 (積算基礎)	備 考
補 助 対 象 経 費	報償費		
	旅費		
	需用費		
	役務費		
	委託料		
	使用料及び賃借料		
	小 計		
補 助 対 象 外 経 費			
	小 計		
合 計			

様式第4号（第8条関係）補助対象事業変更承認申請書

令和6年度えひめ台湾スポーツ交流推進事業変更承認申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
申 請 者
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で補助金交付決定の通知があった
標記事業を下記のとおり変更したいので、令和6年度えひめ台湾スポーツ交流推進事業
費補助金交付要綱第8条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変 更 の 内 容

2 変 更 の 理 由

3 補助金交付変更額

既交付決定額 金 円也

変更承認申請額 金 円也

差引増減額 金 円也

4 事業計画書 別紙事業計画書朱書のとおり

5 収支予算書 別紙収支予算書朱書のとおり

6 そ の 他

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

様式第5号（第9条関係）補助対象事業中止（廃止）承認申請書

令和6年度えひめ台湾スポーツ交流推進事業中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
申 請 者
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で補助金交付決定の通知があった
標記事業を中止（廃止）したいので、令和6年度えひめ台湾スポーツ交流推進事業費補
助金交付要綱第9条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 事業の中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

様式第6号（第10条関係）補助対象事業実績報告書

令和6年度えひめ台湾スポーツ交流推進事業実績報告書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
申 請 者
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で補助金交付決定の通知があった
標記事業の実績について、令和6年度えひめ台湾スポーツ交流推進事業費補助金交付要
綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業報告書 別紙事業報告書（様式第7号）のとおり
- 2 収支決算書 別紙収支決算書（様式第8号）のとおり
- 3 そ の 他

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

様式第7号（第10条関係）事業報告書

事業報告書

項 目	内 容	
事業の名称		
スポーツイベントの主催者		
台湾側の団体及び代表者		
日 時		
場所（会場）		
参加者及び人数	(1) 愛媛側	
	(2) 台湾側	
	(3) その他の国・地域	
事業の実績		
今後の交流の展望		
経費の概要	(a) 事業経費	(円)
	(b) 補助対象外経費	(円)
	(c) 補助対象経費 ((a)-(b))	(円)
	(d) 補助率	1 / 3
	(e) 補助限度額	300,000 (円)
	(f) 補助金申請額 (c) × (d) の額又は (e) の額いずれか少ない方の額（千円未満切り捨て）	(円)

様式第8号（第10条関係）収支決算書

収支決算書

1 収入の部

科 目	決 算 額 (円)	摘 要 (積算基礎)	備 考
合 計			

2 支出の部

科 目	決 算 額 (円)	摘 要 (積算基礎)	備 考
補 助 対 象 経 費	報償費		
	旅費		
	需用費		
	役務費		
	委託料		
	使用料及び賃借料		
	小 計		
補 助 対 象 外 経 費			
	小 計		
合 計			

様式第9号（第10条関係）仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和6年度えひめ台湾スポーツ交流推進事業費補助金に係る
仕入れに係る消費税等相当額報告書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
申 請 者
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で交付決定の通知があった令和6年度えひめ台湾スポーツ交流推進事業費補助金について、令和6年度えひめ台湾スポーツ交流推進事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第11条の補助金の額の確定額
（ 年 月 日付け 第 号による補助金の確定通知）
金 円也
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円也
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円也
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円也

注 参考となる資料を添付すること。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

様式第10号（第12条関係）補助金精算払請求書

令和6年度えひめ台湾スポーツ交流推進事業費補助金精算払請求書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
申 請 者
代表者職氏名 印

年 月 日付け 第 号で補助金の確定通知があった令和6年度えひめ台湾スポーツ交流推進事業費補助金について、令和6年度えひめ台湾スポーツ交流推進事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳

交付決定通知額 金 円也

概算払受領済額 金 円也

今回請求額 金 円也

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

様式第11号（第14条関係）補助金概算払請求書

令和6年度えひめ台湾スポーツ交流推進事業費補助金概算払請求書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
申 請 者
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で交付決定の通知があった令和6年度えひめ台湾スポーツ交流推進事業費補助金について、令和6年度えひめ台湾スポーツ交流推進事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳

交付決定通知額 金 円也

概算払受領済額 金 円也

今回請求額 金 円也

残 額 金 円也

注 概算払を必要とする理由を記載した書類を添付すること。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	